

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 6 月 28 日

金 曜 日

号 外(4)

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し 1
- 候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数
- 参議院選挙区選出議員選挙に伴う選挙人名簿登録 2
- 在外選挙人名簿の縦覧期間 3

## 告 示

### 富山県選挙管理委員会告示第39号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 161条第 1 項第 3 号の規定により、公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、その指定を取り消した旨、黒部市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

平成25年 6 月 28 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

施設の名称	所在地
旧黒部市立下立小学校	黒部市宇奈月町下立3117番地

### 富山県選挙管理委員会告示第40号

候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放

送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について  
政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の  
規定に基づき、平成25年7月21日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙の富山県選  
挙区において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹  
放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成25年6月28日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

政見放送を行うことができる基幹放送事業者の名称		回数
テレビジョン放送	株式会社チューリップテレビ	1
	北日本放送株式会社	1
	富山テレビ放送株式会社	1
ラジオ放送	北日本放送株式会社	1

#### 富山県選挙管理委員会告示第41号

参議院選挙区選出議員選挙に伴う選挙人名簿登録について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定によ  
り、平成25年7月21日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙に伴う選挙人名簿の登  
録に係る被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を  
次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の  
規定により告示する。

平成25年6月28日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成25年7月3日。ただし、年齢については、平成25年7月21日

2 登録を行う日

平成25年 7 月 3 日

3 縦覧に供する期間

平成25年 7 月 4 日

**富山県選挙管理委員会告示第42号**

在外選挙人名簿の縦覧期間について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定に基づき、平成25年7月21日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年 6 月 28 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

縦覧に供する期間 平成25年 7 月 4 日

---

